

春日井市社会福祉協議会における福祉教育の取り組み状況

1 現 状

(1) 市社会福祉協議会における活動

- ① 福祉行事等における児童、生徒のボランティア参加
福祉のつどい、合同クリスマス会、児童センターまつり
- ② 福祉映画会
平成 19 年度 「千の風になって」 延べ 900 名
平成 20 年度 「マリと子犬の物語」 延べ 850 名
- ③ 社協が管理経営する福祉施設等における活動 別表 1
平成 19 年度 11 施設 462 名 (内 中学生 239 名)
平成 20 年度 12 施設 561 名 (内 中学生 264 名)

(2) 地区社会福祉協議会における活動

- ① 地区社協等での福祉体験・学習会の実施
地区社協をベースに、車いすなどの福祉体験会、介護に関する講演等の福祉学習会を実施している。依頼があれば、子ども会・老人会等でも実施する。
平成 19 年度 春日井地区社協 手話体験
小野地区社協 車いす体験
平成 20 年度 春日井地区社協 車いす体験
小野地区社協 車いす体験
岩成台西地区社協 車いす・手話・シルバー疑似体験
- ② 福祉講演会 平成 19 年度 石尾台地区社協 「車椅子での生活体験」
- ③ ふれあいネットワーク事業 (高齢者や障がい者の地域交流)
平成 19 年度 19 地区社協
平成 20 年度 12 施設 561 名 (内 中学生 264 名)
- ④ その他、学校と地域との協働による福祉活動
地区社協が実施する「グラウンドゴルフ大会」、「福祉大会」、「防災事業」などにおいて、体育館やグラウンドを借用するなどの協力を得ているほか、「小地域ネットワーク事業 (高齢者や児童の見守り活動)」を、地域内の学校や PTA と協働により実施している。
平成 20 年度 岩成台西地区社協 (岩成台西小学校区)
押沢台地区社協 (押沢台小学校区)

(3) 学校における活動

福祉教育に関する学校と社協との協働は、福祉協力校 (昭和 56 年～平成 16 年) 事業から始まっておりその歴史は長い。
平成 14 年度から総合学習などの機会を活用して、各学校で福祉教育に取り組

むことができるように、市社協は必要な情報提供や講師の紹介や機材の貸し出しなどの支援を行うとともに、愛知県社会福祉協議会より福祉読本「ともに生きる」の配付や福祉に関する資料の提供を行っている。

①平成20年度福祉体験実施状況（体験別）

科目	学校数（延べ）	科目	学校数（延べ）
車いす	28校	盲導犬※	10校
手話※	15校	ガイドヘルプ	21校
要約筆記	5校	シルバー疑似体験	16校
点字	20校	視覚障がい者講義	2校

※手話・盲導犬については物品貸出がないため、独自で実施している場合がある。

②平成20年度福祉体験実施状況（学校別）

小学校				中学校		高校・その他	
味美小	4	大手小	1	東部中	3	春日井東高校	3
白山小	1	中央台小	1	坂下中	1	春日井高校	1
勝川小	4	岩成台西小	1	藤山台中	1	春日井西高校	1
春日井小	6	松山小	1	知多中	2	春日井准看護学校	1
鷹来小	2	上条小	1	味美中	1	春日井小牧看護専門 門学校	1
牛山小	1	東野小	1	南城中	2		
小野小	1	北城小	1	石尾台中	1		
八幡小	4	石尾台小	1	小学校 23/39校 延べ43回			
高座小	1	東高森台小	2	中学校 7/16校 延べ11回			
岩成台小	1	押沢台小	2	高校 3/9校 延べ5回			
西藤山台小	4	出川小	1	その他 2校 延べ2回			
柏原小	1			合計 35校 61回			

※独自実施については未把握の場合あり

③ 施設での福祉体験等の実施

社協が指定管理者として管理経営している社会福祉施設のうち12施設で学生を対象とした福祉体験・職場体験学習のほか、教職員の研修などの受け入れを行っている。（社協における受け入れ状況…別表1）

④ 夏期教職員専門職研修会への協力

7月下旬から8月上旬にかけて、学校での福祉体験を企画する教職員の福祉への理解を高めるため、福祉体験の研修会に企画や講師紹介、当日の運営などの協力をしている。

平成18年度 シルバー疑似体験

平成19年度 聴覚障がい者の講義と手話体験

平成20年度 聴覚障がい者（中途失聴者）の講義と要約筆記体験

2 今後の取り組み

- (1) 学齢期における児童・生徒に対するより効果的・効率的な福祉教育プログラムの作成・提供
平成21年度に実施
- (2) ボランティア活動や地区社協活動を推進するため、地域住民に対するより効果的・効率的な福祉教育・学習プログラムの作成・提供
平成22年度以降に実施

3 留意事項

市社協は、学校における福祉教育を推進するため、福祉協力校事業が終了した後も教育委員会・小中学校と下記事項を調整しながら環境整備に取り組んでいる。

- ① 講師の実費弁償費の金額を1人1授業1,000円とした。
県が定めていた実費弁償費は高額であり、学校主体で実施する場合実費弁償費の負担が大きすぎるため、当時、学校が外部からの講師に支払っていた謝礼の金額に合わせることになり、校長会での申し合わせにより1,000円とした。
- ② 学校が講師派遣依頼、物品借用を行うこととした。
福祉体験は学校が主体的に実施するので、講師派遣依頼や体験に伴う物品の借用は学校が行うこととした。
- ③ h a r u - n e t（ハルネット）の利用
学校が福祉体験を企画・実施する際に必要な情報提供を行うため、h a r u - n e t（教育委員会と市内の小中学校をインターネットで結んだネットワーク）に福祉体験の内容や留意事項など企画に必要な情報、各科目の講師の連絡先、物品貸出の内容等を掲載した。
- ④ 実践教室のとりまとめ
6・7月など福祉実践教室の実施が集中する時期や、実施希望日の直前に依頼があるなど、調整が困難なことがある。
できるだけ講師の負担を軽減しながら開催を希望する学校の意向に応えるため学校教育課にとりまとめ役をお願いしている。
各学校は、4月中に申請書を学校教育課に提出し、学校教育課で日程調整したものを各科目の講師と学校教育課、社協の3者による福祉体験打合せ会で最終調整をしている。